

1. 埋蔵文化財発掘の届出に添付する書類【個人住宅等】

- (1) 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図
住宅地図等 1/2,500 程度
- (2) 配置図
- (3) 建物平面図
- (4) 給排水図
- (5) 基礎断面図・矩計図（設計 GL から砕石下までの深度が分かる図面）
地盤改良を行う場合は、その位置と工法が分かる図面
- (6) 断面図又は仕様書
合併浄化槽・浄化ユニット・浸透マス等を設ける場合、その深さと幅が分かるもの
- (7) 造成図面
切土・盛土を伴う造成、又は抜根・天地返し等がある場合は、現況レベル・設計レベルが分かる図面、及びその範囲と断面を示す図面
- (8) その他、地中に影響を及ぼす土木工事を計画する場合は、その範囲と断面を示す図面

以上の書類を各2部ずつ提出して下さい。

なお、届出文書の提出期限は工事着工の60日前ですので、ご注意下さい。

2. 埋蔵文化財発掘の届出に添付する書類【太陽光発電設備】

- (1) 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図
住宅地図等 1 / 2, 500 程度
- (2) 配置図
パネル・引込柱・フェンス・キュービクル・ケーブル・調整池等の位置を示す図面
- (3) 仕様書（カタログ可）
架台杭・引込柱・フェンス・キュービクル等の直径と掘削幅が分かるもの
※基礎がある場合は、その最大掘削幅が分かるもの
- (4) 断面図
 - ① ケーブルを埋設する場合は、掘削幅とその深さを示す図面
 - ② 調整池を設ける場合は、その断面を示す図面
- (5) 造成図面
切土・盛土を伴う造成、又は抜根・天地返し等がある場合は、現況レベル・設計レベルが分かる図面、及びその範囲と断面を示す図面
- (6) その他、地中に影響を及ぼす土木工事を計画する場合は、その範囲と断面を示す図面

以上の書類を各2部ずつ提出してください。

なお、届出文書の提出期限は工事着工の60日前ですので、ご注意ください。